

山梨県立大学公開講座等の実施に関する規程

(平成22年4月1日制定 大学第2401号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学（以下「本学」という。）が実施する公開講座及び公開講演会（以下「公開講座等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 公開講座等は、本学の教育を広く社会に開放し、地域社会の文化の向上に資することを目的とする。

(受講者の範囲)

第3条 公開講座等の受講者の範囲は、その都度定める。

(場所)

第4条 公開講座等は、本学の諸施設を使用して行う。ただし、必要がある場合は学外で実施することができる。

(講師)

第5条 公開講座等の講師は、本学の教員をもって充てる。ただし、必要がある場合は、学外の者を充てることができる。

(修了証書)

第6条 公開講座等において、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与することができる。ただし、特別な事情があるときは、修了証書に替えて受講証明書を交付することができる。

(受講料)

第7条 公開講座等を受講しようとする者は、必要に応じて受講申請の際、受講料を納付しなければならない。

2 前項の受講料の額は、別に定める。

3 納付済の受講料は、これを返還しない。

(事務)

第8条 公開講座等に関する事務は、関係所属の協力を得て、教務連携課が処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、公開講座等の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。